

現場代理人の他の工事との兼任について

平成27年8月1日より、品川区が特別に認める場合に限り、現場代理人の他の工事との兼任を一部認めていますが、建設業における中長期的な担い手の確保および育成を図るため、兼任要件を緩和します。

現場代理人の兼任を認める要件等は以下のとおりです。虚偽等があった場合には、工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止措置や契約解除等の必要措置を行うこともありますのでご注意ください。

1. 兼任することができる工事

次の全てに該当する場合に、**合計2件まで**現場代理人を兼任することができることとします。

- (1) いずれも、品川区が発注した工事であること。
- (2) いずれも、工事現場が品川区内であること。
- (3) いずれも、**契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未滿の工事**であること

2. 兼任を認める要件

「兼任することができる工事」であって、かつ、次の全ての要件を満たす場合

- (1) 請負者が品川区内に本・支店を有する者であること。
- (2) 発注者または監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (3) 必ずいずれかの工事現場に常駐していること。ただし、常駐義務の緩和により常駐を要しないと認められた期間は除くものとする。
- (4) 発注者または監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行えること。
- (5) 安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

3. 兼任を認めない場合

次のいずれかに該当する場合は、兼任を認めません。

- (1) 兼任を認める条件全てを満たしていない場合。
- (2) 「現場代理人兼任届」の提出がない場合。
- (3) 前年度または当該年度における工事成績評定に60点未満の評定がある場合。
- (4) 発注者または発注部署の所属長が、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全管理上の理由などから兼任を認めることが適当でないと判断した場合。

4. 兼任届の提出

現場代理人の兼任を希望する請負者は、兼任が発生する工事の契約時に「現場代理人兼任届」を工事発注部署に提出してください。

5. 契約変更時の取扱い

現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、兼任を認める工事に定める契約金額以上になった場合についても、引き続き現場代理人を兼任することができることとします。

6. 兼任をすることができる工事の特例

単価契約による工事は、兼任の件数には含みません。

7. 適用開始日

令和5年1月1日以降に発注または契約する工事請負契約に適用します。